

【発行者】 協同組合 愛知労務協会  
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙  
■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階  
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>  
FAX 052-261-2612



## 目次

- 1. 改正情報
- 2. WLB  
労働時間に関する  
取組事例
- 3. 所長コラム

## 1. 改正情報

### ■ 新しい在留管理制度が導入されます

不法就労は法律で禁止されており、不法就労した外国人だけでなく不法就労をさせた事業主も処罰の対象となります。平成24年7月より、日本に中長期間在留する外国人を対象とした『新しい在留管理制度』が導入され、外国人を雇用する際の確認方法がこれまでと変わるとともに、不法就労助長罪の見直しが行われています。在留資格の確認を怠った場合にも処罰の対象となりますので、外国人を雇用する際には『在留カード』による在留資格の確認を必ず行いましょう。

### ■ 『不法就労』とは？

以下の3つが当てはまります

- ・ 不法滞在者が働く場合
- ・ 入国管理局から働く許可を受けていないのに働く場合
- ・ 入国管理局から認められた範囲を超えて働く場合

### ■ 注1

特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は原則として就労できません。

### ■ 注2

『就労不可』の記載がある場合は原則雇用出来ません。

但し、裏面の『資格外活動許可』の欄に記載がある方は、その記載条件の範囲内で就労することができます。

また、一部就労制限がある場合には、記載された制限内容をよく確認する必要があります。

### ● 確認を怠ると・・・？



**3年以下の懲役、300万円以下の罰金を科せられることがあります。**

在留カードの導入により就労できるかどうかの判断が容易になるとともに、外国人を雇用しようとする際に不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰の対象となります。（改正入管法第73条の2）

### 《在留カードの確認ポイント》

- ① 在留カードの有無を確認<sup>(注1)</sup>
- ② 在留カード表面の『就労制限の有無』欄を確認<sup>(注2)</sup>
- ③ 在留カード裏面の『資格外活動許可欄』を確認

※ 特に、『留学』『研修』『家族滞在』『文化活動』『短期滞在』の在留資格をもって在留している外国人については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。

### ● 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

次の方は旅券や外国人登録証明書等で就労できるかどうかを確認して下さい。

- ・ 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- ・ 在留カードへの切替えを済ませていない方
- ・ 『3月』以下の在留期間が付与された方
- ・ 『外交』『公用』等の在留資格が付与された方

## 2. WLB 労働時間に関する取組事例

### ■ お悩み別対策 ～ 復帰後のイメージが描けない ～

育児休業をしてはみたものの、実際に職場復帰の日が近づくにつれて不安ばかりが高まったという声はよく聞かれます。『仕事と育児の両立って本当にできるの?』、『うまく職場に復帰できるかしら・・・』、『子供のこともとっても不安』等々、そんな不安を解消し、両立可能な体制づくりに取り組んでみませんか? 実際に取り入れられた事例をご紹介します。

#### ■ フレックスタイム・裁量労働等で育児期の柔軟性確保

育児復帰後は、個々の事情にあわせ、フレックス、短時間勤務、裁量労働（対象者限定）等を活用。コアタイムが10時から15時のフレックス活用で、短時間を使わず両立できている人も多い。裁量労働は導入に際し、残業が増えるとの危惧があったが、時間ではなく成果で評価することを意識させて導入した結果、残業もやや減った。（がん具製造業/301人以上999人以下）

#### ■ 育児休業中の社員を対象としたセミナー実施

4月の復職が多いため、毎年3月に育児中の社員を対象にセミナーを実施。内容は、各種制度説明の他、外部講師による「子がいる働き方」や「親子のコミュニケーションのあり方」のレクチャー、社内の先輩ワーキングマザーの実体験に基づく講演等。（クレジットカード業/1,000人以上）

#### ●ここがPoint

フレックスタイムや短時間勤務を活用する場合には、短縮時間分の業務の受け手を確保します。その際はただシフトするのではなく、仕事内容そのものを見直し、受け手の負担を減らすことが大切です。

## 3. 所長コラム

### ■ 『指』

指を欠損する労災事故は随分少なくなったが、しかしその不幸に時々遭遇する。プレス、シャー、旋盤・・・、最近は安全装置の発達と安全配慮の意識向上により減少しているが、不幸な事故はなくなるならない。「ポーっとしてるからだ」、「何か余所事考えてるからだ」なんて言ってる事業主は今時居ないと思いますが、そんな考え方をしていると労災給付は当たり前で、安全配慮義務違反で莫大な損害賠償請求をされてしまいます。もともと人間は、ポーっとしたり、余所事を考える生き物なのです。そのことを踏まえて安全配慮が必要とされています。つまり、ポーっとしていても事故が起きない配慮を事業主に求めているのです。

指にはいろんな呼び名が付いています。

標準	親指	人差し指	中指	薬指	小指
医学 (名称)	拇指 (ぼし)	示指 (じし)	中指 (ちゆうし)	薬指・環指 (やくし・かんし)	小指 (しょうし)
医学 (番号)	第一指 (だいいちし)	第二指 (だいにし)	第三指 (だいさんし)	第四指 (だいしし)	第五指 (だいがし)
幼児語	お父さん指	お母さん指	お兄さん指	お姉さん指	赤ちゃん指

【番外編】人差し指＝塩管め指（しおなべゆび）

中指＝丈高指（たけたかゆび） 薬指＝紅差し指（べにさしゆび）



たこじやないので失われた指は二度と生えてきません。こんなにも可愛い名前や色っぽい名前があるのでから大事にしてやって下さい。